

鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業者指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「居宅介護職員初任者研修等について」(平成19年1月30日付け障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。)第1の3に基づき、鹿児島県知事(以下「知事」という。)が重度訪問介護従業者養成研修事業者の指定等を行う場合について必要な事項を定め、研修事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(指定に係る研修課程)

第2条 研修事業の指定に係る研修課程は、次のとおりとする。

(1) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

「指定居宅介護等の提供に当たるものとして厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)第1条第5号に規定する重度訪問介護従業者養成研修(ただし、告示別表第2に限る。)をいう。

(2) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程

告示第1条第5号に規定する重度訪問介護養成研修(ただし、告示別表第3に限る。)をいう。

(3) 重度訪問介護従業者養成研修統合課程

告示第1条第5号に規定する重度訪問介護養成研修(ただし、告示別表第4に限る。)をいう。

(事業者の要件)

第3条 知事は、本研修事業の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)が次に掲げる要件を満たすと認められる場合は、研修事業者として指定することができるものとする。

2 研修事業者に関する要件

(1) 法人であること。ただし、次に掲げる条件をいずれも満たす団体は、法人に準じて取り扱うものとする。

ア 代表者を定め、団体の組織運営に関する責任関係を文書によって定めていること。

イ 法人に準じた会計処理を適切に実施していること。

ウ 保健・福祉事業に関し、5年以上の継続した活動実績を有すること

(2) 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

(3) 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

3 研修事業内容に関する要件

(1) 第2条に規定する研修事業を、継続的に毎年1回以上実施すること。

(2) 研修対象者等

重度訪問介護従業者として従事することを希望する者、従事することが確定している者並びに既に従事している者

(3) 研修講師

学歴、職歴、資格、実務経験等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。

(4) 鹿児島県内で開催すること。

4 研修受講者に関する要件

- (1) 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、これを公開すること。
 - ア 開講目的
 - イ 研修事業の名称
 - ウ 実施場所
 - エ 研修期間
 - オ 研修カリキュラム
 - カ 講師氏名及び担当科目
 - キ 研修修了の認定方法
 - ク 開講時期
 - ケ 受講資格
 - コ 受講手続（募集要領等）
 - サ 受講料等
- (2) 研修への出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。
- (3) 全日程を受講した研修修了者に対し、修了証書を交付すること。
- (4) 研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、連絡先等必要な事項を記載した名簿を作成し、作成後遅滞なく知事に提出すること。
- (5) 受講申込者の申込情報及び研修修了者の名簿等の個人情報について、十分な注意を払った上で管理すること。

5 その他の要件

- (1) 事業運営上知り得た受講申込者等に係る秘密の保持について、十分留意すること。
- (2) 研修受講者が研修において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。
- (3) 研修受講者に対し、人権の尊重について理解させるように努めること。
- (4) 障害のある研修受講者に対しては、研修事業の実施に際して必要な配慮を行うこと。
- (5) 研修の時間帯、曜日については、受講者が受講しやすいよう適宜配慮すること。
原則として1月以内（統合課程については2月以内）に修了することとするが、必ずしも連続した日に実施する必要はないこと。
- (6) 研修受講者を募集する際は、ホームページで募集を図る等周知に努めること。

（事業者の除外）

第4条 知事は、前条に掲げる規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を行わない。

- (1) 知事又は他の都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）により研修事業者としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業

者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

- (5) 申請者又は申請者の代表者若しくはその構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。
- (6) 知事又は他の都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）により、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。

（研修種類ごとの基準）

第5条 第2条各号に掲げる研修及び課程の種類ごとの指定基準は、次のとおりとする。

(1) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

ア 修業年限は、原則として1月以内（やむを得ない場合にあっては、2月以内）であること。

イ 研修の内容は、告示別表第2に定めるもの以上であること。

ウ 別表第2に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

エ 講師は、学歴、職歴、資格、実務経験等に照らし、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程を教授するのに適当な者であること。

オ 重度訪問介護事業所との連携等により、告示別表第2に定める実習を行うのに適当な体制を確保していること。

カ 実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

(2) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程

ア 修業年限は、原則として1月以内（やむを得ない場合にあっては、2月以内）であること。

イ 研修の内容は、告示別表第3に定めるもの以上であること。

ウ 告示別表第3に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

エ 講師は、学歴、職歴、資格、実務経験等に照らし、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程を教授するのに適当な者であること。

オ 重度訪問介護事業所との連携等により、告示別表第3に定める実習を行うのに適当な体制を確保していること。

カ 実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

(3) 重度訪問介護従業者養成研修統合課程

ア 修業年限は、原則として2月以内（やむを得ない場合にあっては、4月以内）であること。

イ 研修の内容は、告示別表第4に定めるもの以上であること。

ウ 告示別表第4に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

エ 講師は、学歴、職歴、資格、実務経験等に照らし、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程を教授するのに適当な者であること。

オ 重度訪問介護事業所との連携等により、告示別表第4に定める実習を行うのに適当な体制を確保していること。

カ 実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

キ 基本研修に係る科目及び喀痰吸引等を実施するために必要となるその他の研修については、「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成24年3月30日社援発0330第43号）等に基づいて行うものとする。

2 講義を通信の方法によって行う研修にあっては、前項第1号から第3号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。
- (2) 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。
- (3) 面接指導の時間数は、重度訪問介護従業者養成研修追加課程及び重度訪問介護従業者養成研修統合過程にあっては1時間以上であること。
- (4) 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

(指定申請の手続)

第6条 申請者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書（第1号様式）を知事に提出すること。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所）
- (2) 研修事業の名称及び実施場所（通信教育による事業を行う場合にあっては、主たる事業所の所在地及び対象地域）
- (3) 事業開始予定年月日
- (4) 学則等
- (5) 研修カリキュラム
- (6) 講義を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別を記載した書類
- (7) 実習に利用する施設の利用計画書及び当該施設の設置者又は管理者による承諾書
- (8) 講義を通信の方法により行う場合にあっては、添削指導及び面接指導の指導方法を記載した書類
- (9) 講義及び演習（講義を通信の方法により行う場合にあっては、面接指導。次号において同じ。）を実施する施設の見取り図
- (10) 申請者が所有し、又は賃借する施設以外の施設で、講義及び演習を行う場合にあっては、当該施設の設置者又は管理者による承諾書
- (11) 研修修了の認定方法
- (12) 事業開始年度及び次年度における研修事業に係る収支予算の細目
- (13) 申請者の資産状況
- (14) 誓約書（第2号様式）
- (15) 申請者が法人であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添付すること。

(指定内容変更の届出)

第7条 本事業の指定を受けた者（以下「指定研修事業者」という。）は、申請内容に変更を加える場合には、知事に対し、あらかじめ指定内容変更届（第3号様式）により、変更の内容、変更時期及び変更理由を届け出るものとし、前条第5号から第11号の事項に変更を加える場合にあっては、変更について承認を受けなければならない。

(実施計画書の提出)

第8条 指定研修事業者は、知事に対し、毎年度、あらかじめ事業実施計画書（第4号様式）に第6条第4号から第12号に掲げる書類を添付して提出すること。なお、提出した事業実施計画書に変更を加える場合には、事業実施計画変更届（第5号様式）を提出すること。

(修了証書等の交付)

第9条 指定研修事業者は、研修修了者に対し、修了証書（第6号様式）及び携帯用修了証明書

(第7号様式)を交付すること。

2 修了証書等の亡失又はき損により、研修修了者から証明の依頼があったときは、別に定める方法により、証明等を行うこと。

(実施報告書の提出)

第10条 指定研修事業者は、知事に対し、研修事業終了後速やかに事業実施報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- (1) 修了者名簿(第9号様式)
- (2) 研修資料
- (3) 当該年度における研修事業に係る収支決算書

(廃止の届出)

第11条 指定研修事業者は、研修事業を廃止しようとする場合には、知事に対し、あらかじめ事業廃止届(第10号様式)を提出し、指定の取消しを受けなければならない。

(調査及び指導)

第12条 知事は、指定研修事業者に対して、研修事業の実施等に関して必要があると認めるときは、指定研修事業者の事務所及び研修実施場所等において実地調査を行い、必要に応じて報告を求めることができる。また、これにより適正を欠くと認めるときは、指定研修事業者に対して改善指導を行うことができる。

2 知事は、前項に基づく改善指導に指定研修事業者が従わない場合は、改善が認められるまで、研修事業の中止を命ずることができる。なお、この場合においては、あらかじめ書面をもって当該事業者に通知するものとする。

(指定の取消し)

第13条 知事は、指定研修事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取消すことができる。

- (1) 第3条に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- (2) 指定申請又は実績報告等において、虚偽の申請又は報告を行ったとき。
- (3) 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
- (4) 第12条第1項に定める調査に応じなかったとき又は改善指導に従わないとき。
- (5) その他、研修事業を適正に実施する能力が欠けると認められるとき。

2 知事は、前項に定める指定の取消しを行う場合においては、書面をもって当該指定研修事業者に通知するものとする。

(聴聞の機会)

第14条 知事は、第12条第2項の研修事業の中止を命ずる場合及び前条の指定の取消しを行う場合においては、当該指定研修事業者に対して聴聞を行うものとする。

(書類の保存)

第15条 指定研修事業者は、研修事業に関する書類について、研修が終了した日の属する年の翌年度を起算日として各号に定める期間保存しなければならない。なお、保存期間内に第11条による廃止又は第13条による指定の取消しを受けた場合は、書類を県に引き継ぐものとする。

- (1) 修了者台帳 永年

- (2) 受講者の研修への出席状況，成績等に関する書類並びに修了者に関する書類 10年間
- (3) その他研修に関する書類 1年

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか，この要綱を実施するために必要な事項については，知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業者指定申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

(申請者)
住所
名称
代表者職・氏名

鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業を実施する者として指定を受けたいので、鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業者指定要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者の氏名 (法人は名称)	
申請者の住所 (法人は主たる事業所所在地)	〒
代表者の職・氏名	職名 氏名
代表者の住所	
研修事業の名称	
実施場所及び住所	場所 住所
事業開始予定年月日	年 月 日
申請初回の募集開始年月日	年 月 日
申請初回の実施予定期間	年 月 日 ~ 月 日
申請初回の募集定員	名

※添付書類

- 1 申請者が法人であるときは、定款、寄付行為その他の規約等
- 2 学則等
- 3 研修カリキュラム
- 4 講師履歴書
- 5 実習に利用する施設の利用計画書及び当該施設の設置者又は管理者による承諾書
- 6 添削指導及び面接指導の指導方法を記載した書類（講義を通信の方法により行う場合）
- 7 講義及び演習を実施する施設の見取り図
- 8 講義及び演習を行う施設の設置者又は管理者による承諾書（申請者が所有し、又は賃借する施設以外の施設に限る。）
- 9 研修修了の認定方法
- 10 事業開始年度及び次年度における研修事業に係る収支予算の細目
- 11 申請者の資産状況（申請者の財産目録、貸借対照表等）
- 12 誓約書（第2号様式）

誓 約 書

私は、鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業者の指定を受けるにあたって、鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業者指定要綱、その他関係法令等を遵守することを誓約します。

また、申請者の代表者又は役員等が、次のいずれにも該当する者ではないことを誓約します。

記

- (1) 知事又は他の都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）により研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (6) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (9) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- (10) 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
- (11) 知事又は他の都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）により、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
氏 名
法人又は団体にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名

第3号様式（第7条関係）

鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業者指定内容変更届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

(届出者)
住所
名称
代表者職・氏名

年 月 日付け障福第 号で指定を受けた鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業について、下記のとおり指定内容を変更したいので、鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業者指定要綱第7条の規定により届け出ます。

記

1 変更の時期 年 月 日

2 変更の理由

3 変更の内容

変 更 前	変 更 後

※添付書類
変更に係る関係書類

第4号様式（第8条関係）

鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業実施計画書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所
名称
代表者職・氏名

年 月 日付け障福第 号で指定を受けた鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業について、鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業者指定要綱第8条の規定により、 年度の実施計画を提出します。

記

【研修事業実施計画表】

研 修 の 名 称	基礎課程	追加課程	統合課程
実 施 予 定 時 期	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
実 施 予 定 場 所			
募 集 予 定 時 期	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
周 知 方 法			
募 集 定 員	名	名	名
受 講 料	円	円	円

※添付書類

- 1 学則等
- 2 研修カリキュラム
- 3 講師履歴書
- 4 実習に利用する施設の利用計画書及び当該施設の設置者又は管理者による承諾書
- 5 添削指導及び面接指導の指導方法を記載した書類（講義を通信の方法により行う場合）
- 6 講義及び演習を実施する施設の見取り図
- 7 講義及び演習を行う施設の設置者又は管理者による承諾書（申請者が所有し、又は賃借する施設以外の施設に限る。）
- 8 研修修了の認定方法
- 9 事業開始年度及び次年度における研修事業に係る収支予算の細目

第5号様式（第8条関係）

鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業者事業実施計画内容変更届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

（届出者）

住所

名称

代表者職・氏名

年 月 日付けで提出した鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業者事業実施計画書について、下記のとおり計画内容を変更したいので、鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業者指定要綱第8条の規定により届け出ます。

記

1 変更の時期 年 月 日

2 変更の理由

3 変更の内容

変 更 前	変 更 後

※添付書類

変更に係る関係書類

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省が定めるところにより当該研修事業者が鹿児島県知事の指定を受けて行う重度訪問介護従業者養成研修の〇〇課程を修了したことを証します。

年 月 日

指定研修事業者名

代表者職・氏名〇〇〇〇 印

第7号様式（第9条関係）

修了証明書（携帯用）

第 号

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、厚生労働省の定める重度訪問介護従業者養成研修〇〇課程として鹿児島県知事が指定した研修を修了したことを証します。

年 月 日

指定研修事業者 研修実施機関の長 印

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列7とする。

第8号様式（第10条関係）

鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業実施報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所
 名称
 代表者職・氏名

年 月 日付け障福第 号で指定を受けた鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業について、
 年度の事業を実施したので、鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業者指定要綱第10条の規定により報告し
 ます。

記

研 修 の 名 称	基礎課程	追加課程	統合課程
実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
実 施 場 所			
募 集 期 間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
受 講 料	円	円	円
募 集 定 員	名	名	名
受 講 申 込 者 数	名	名	名
受 講 決 定 者 数	名	名	名
修 了 者 数	名	名	名

※添付書類

- 1 鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修修了者名簿（第9号様式）
- 2 研修資料
- 3 当該年度における研修事業に係る収支決算書

第10号様式（第11条関係）

鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業廃止届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所
名称
代表者職・氏名

年 月 日付け障福第 号により指定を受けた鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業について、下記のとおり廃止したいので、鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業者指定要綱第11条の規定により届け出ます。

記

1 廃止予定年月日
年 月 日

2 廃止の理由